

⑦ 福総庶発第三千百三十号

昭和五十六年三月二十六日

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

議案の訂正について

昭和五十六年第一回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第二十号 昭和五十六年度福生市一般会計予算

訂 正 箇 所	誤	正
62頁 説明の欄	町会長防災被服購入	行政事務連絡員防災
上から8行目	補助金	被服購入補助金

89頁 説明の欄 上から13行目	(11)消耗品費 3,922	(11)消耗品費 152
99頁 説明の欄 上から14行目	食糧費 9,129	敬老記念品 3,770
188頁 説明の欄 上から7行目	(13)青少年だより配布委託料	(13)青少年協だより配布委託料
	食糧費 113	賄材料費 9,016

⑤ 写 福総庶発第三千百三十一号

昭和五十六年三月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑥

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十六年一月十日付け、福総庶発第二千五百一号で通知した市議会議事説明員のうち、昭和五十六年三月二十六日付けにより、建設部長 内田和雄の下水道課長事務取扱を解き、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

建設部

松 沢 清

下水道課長

26市旅費等に関する調

(表1. 額)

料

150.1

市名	区	入	日 当	宿 泊 料	備 考
八王子	市長、助役、収入役、教育長、厚生資産評議員、議員、非常勤特別職		2,000	12,500	
	一般職	1等職	1,500	11,000	
		2~4等職	1,200	10,000	
立 川		都 内	900	12,500	
	市長、議長	片道 300km未満	1,650	"	
		片道 300km以上	2,500	"	
	助役、収入役、教育長、	都 内	810	12,500	
	厚生資産評議員、副議長	片道 300km未満	1,410	"	
	議員	片道 300km以上	2,350	"	
	一般職、非常勤特別職	都 内	750	11,300	
		片道 300km未満	1,200	"	
		片道 300km以上	2,200	"	
武蔵野	市長、助役、収入役、教育長、厚生資産評議員、議員、教育委員会委員	宿泊を要しない出張	1,000	/	
		宿泊を要する出張	1,500	9,500	
	1等職	宿泊を要しない出張	800	/	
		宿泊を要する出張	1,100	8,500	
	一般職	宿泊を要しない出張	700	/	
		宿泊を要する出張	900	8,500	
	非常勤特別職	市長が定める。	市長が定める。		
三 浦	市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者、議員、非常勤特別職	都 内	900	12,500	
	一般職	都 外	2,000	"	
		都 外	4,500	11,000	
		都 外	1,500	"	
青 梅	市長、助役、収入役、教育長、厚生資産評議員、議員、非常勤特別職	宿泊を要しない出張	900	/	
		宿泊を要する出張	1,200	9,000	
	一般職	宿泊を要しない出張	660	/	
		宿泊を要する出張	1,000	8,000	

N0.2

市 名	区	カ	日 当	宿 泊 料	備 考
府 中	一般職員 2等科以下	宿泊を要しない出張	600	2000	
		宿泊を要する出張	900	7,000	
	補佐 必役 教員 固定費 産科西員 議員 非常勤特別職	宿泊を要しない出張	1,000	5,000	
		宿泊を要する出張	2,000	9,500	
		1等科	600		
	一般科 2等科	宿泊を要しない出張	1,300	8,500	
		宿泊を要する出張	550		
		2等科以下	1200	8,500	
	3等科以下	宿泊を要しない出張	500		
		宿泊を要する出張	1,100	8,500	
昭 島	補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職		1,500	10,000	宿泊を要する出張に2200日当18×100
訓 布	一般職員		800	9,000	
		補佐 必役 収入役 教員 固定費産科西員 議員 非常勤特別職	2000	10,000	
	非常勤特別職	2等科以上	1,300	9,500	
		3等科以下	1,100	8,500	
		補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職	700		
町 田	補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職	宿泊を要しない出張	900	9,500	
		宿泊を要する出張	500		
	一般職員	宿泊を要しない出張	800	8,000	
		宿泊を要する出張	700		
		1等科	700	6,500	
小 金 井	補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職		1,900	11,300	
		一般職員	1,600	9,900	
	一般職員	3等科以上	1,400	9,900	
		4等科以下	1,500	11,000	
		補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職	1,300	10,000	
日 野	補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職		1,100	10,000	
		一般職員	1,100	10,000	
	一般職員	2等科以上	1,100	10,000	
		3等科以下	1,100	10,000	
		補佐 必役 収入役 教員 議員 非常勤特別職	1,100	10,000	

市 名	区	カ	日 当	宿 泊 料	備 考
東 村 山	市長、助役、収入役、 ^{教育長} 議員、非常勤特別職 一般職	非常勤特別職	1,200	7,000	
		2等職以上	1,000	6,500	
		3等職以下	800	6,500	
国ノカ寺	市長、助役、収入役、 ^{教育長} 議員 非常勤特別職	宿泊を要しない出張	1,700		
		宿泊を要する出張	2,300	10,000	
		特別区	600	9,000	
		都庁 市町村	400	"	
		その他の地域	1,400	"	
		特別区	550	9,000	
国 立	市長、助役、収入役、教育長 議員、非常勤特別職	都庁 市町村	350	"	
		その他の地域	1,200	"	
		宿泊を要しない出張	1,200		
		宿泊を要する出張	1,500	9,500	
国 無	市長、助役、収入役、教育長 一般職	宿泊を要しない出張	800		
		宿泊を要する出張	1,000	8,500	
			1,800	9,400	
			1,500	9,400	
休 谷	市長、助役、収入役、教育長 議員		500	9,500	
			1,000	9,500	
			400	9,500	
			1,400	9,000	
福 生	市長、助役、収入役、教育長、議員 非常勤特別職		1,100	8,500	
			1,100	8,500	
			1,100	8,500	
			1,100	8,500	
羽 江	市長、助役、収入役、教育長、議員、非常勤特別職	2等職以上	1,100	8,500	
		3等職	900	8,500	
		4等職以下	800	8,000	
			1,000	1,000	

市 名	区		カ	日 当	宿 泊 料	備 考
	一般取	2等取以上	宿泊料並に食事料	800	/	
			宿泊料並に食事料	1,300	9,500	
		3等取以下	宿泊料並に食事料	750	/	
	一般取		宿泊料並に食事料	1,200	9,500	
				700	8,000	
		一般取		600	7,000	
	一般取		3等取以下	500	6,500	
					/	
				1,000	9,000	
	一般取		宿泊料並に食事料	1,200	/	
			宿泊料並に食事料	700	/	
			宿泊料並に食事料	1,000	8,000	
	一般取			1,500	9,000	
				1,000	8,500	
				900	9,000	
	一般取		2等取以上	800	8,500	
			3等取以下	700	8,500	
				1,000	9,000	
	一般取		2等取以上	600	8,500	
			3等取以下	540	8,500	
				800	/	
	一般取		宿泊料並に食事料	1,200	9,000	
			宿泊料並に食事料	500	/	
			宿泊料並に食事料	800	9,000	
	一般取			1,300	7,000	
				900	6,500	
			3等取以下	700	6,000	

No. 4

議案審查報告書

議案第七号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月二十日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月二十日

総務委員会

委員長 田村市郎

福生市議會議長 小林 菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第八号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月二十日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月二十日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九号 福生市学校給食センター条例の一部を改正する条

例

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月二十日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月二十日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一 件

名 議案第十号 福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条

例

二 委員会付託月日 昭和五十六年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年三月二十日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年三月二十日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿